

草津温泉「地蔵高台施設等」指定管理者募集要項

1. 概要

草津町では、「裏草津の創造」を目的に、草津温泉・地蔵地区に設置する「漫画図書ギャラリー」、「地蔵カフェ」及び「高台広場」等施設(以下「地蔵施設」という。)の管理運営について、優れた民間の能力を活用して、その地域の賑わいづくりと経費の節減等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年草津町条例第8号)の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

2. 対象施設の概要

- (1) 名称 草津温泉地蔵高台施設等
- (2) 所在地 群馬県吾妻郡草津町大字草津132番地8

3. 募集の期間

令和2年11月20日(金)まで

4. 施設の特徴

湯畑の裏側に位置する「地蔵高台施設等」には、草津温泉にゆかりのある作家や群馬県出身の漫画家、漫画界のレジェンドや現在進行形の人気漫画など、1万冊を展示する漫画図書ギャラリーと飲食を中心として利用可能な商業施設(地蔵カフェ)の2棟の建物に加え、その2棟をつなぐウッドデッキスペースが設置される。

また、商業施設からは、棚田広場(地蔵高台広場)が望め、開放的な空間となっている。棚田広場は、全面に芝が植栽され、それを取り囲むように桜や紅葉等が植樹される予定であり、地蔵源泉周辺を周遊できる。

今後は、地蔵源泉周辺に新たな立ち寄りスポットとして、体験型施設やデザイン照明、顔湯や足湯なども整備される。

5. 施設の規模

- (1) 草津温泉漫画図書ギャラリー 54.05㎡(建築面積)
- (2) 草津温泉地蔵カフェ 99.32㎡(建築面積)
- (3) 草津温泉地蔵高台広場 600.00㎡
- (4) その付帯施設(通路、デッキ等) 558.54㎡

6. 施設使用料

- ・施設使用料については、提案型を採用する。
- ・施設使用料については令和元年度の草津町入込状況から算出したものを提案すること。
- ・新型コロナウイルス感染症による想定される利用者減少に伴う施設使用料の減額等については指定管理者と町で協議をすることとする。
- ・なお、高台広場の維持管理については指定管理者と協議をし、別途管理委託料を町から支払う。

7. 管理運営の条件

- ・関係法令、条例、規則を遵守し施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- ・利用者の平等な利用を確保し、差別的な扱いをしないこと。
- ・利用者や地域住民の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービス向上に努めること。
- ・効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。

8. 管理の基準

別紙、草津温泉地蔵高台施設等の指定管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

9. 指定管理者が行う業務

- ①草津温泉にゆかりのある漫画家などの作品展示及び館内貸出、その他事業の企画及び運営に関すること。
 - ②地蔵カフェにおける地産地消などを中心とした飲食の提供、創作などに関すること。
 - ③広場内の管理及びイベントの開催、企画運営などに関すること。
 - ④温泉文化に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - ⑤草津温泉の観光に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - ⑥その他町長が必要と認める事業
- 上記の他、仕様書で定める範囲の業務

10. 指定の期間

令和3年7月1日から令和6年6月30日まで（3年間）

※指定の期間は、議会の議決を得て正式に確定する。

※指定の期間の1月前（令和3年6月1日）から準備行為ができることとする。

※地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが適切でない認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

1.1. 申請資格等

指定管理の指定申請を行う者は、次の資格を満たすものであること。

- (1) 国内に事務所又は事業所を有する法人その他団体であること。
- (2) 法人等及びその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ・法律行為を行う能力を有しない者
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをした者
 - ・地方自治法施行令第167条の4の規定により、本町における一般指名競争入札の参加を制限されている者
 - ・法人税、消費税、地方消費税及び、町県民税を滞納していないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が属していないこと。
 - ・暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がないこと。

1.2. 提出する書類等

下記に示す書類を提出期限までに提出すること。

- ・指定申請書（様式第1号）
- ・当該施設の事業計画書（様式第2号）※及び収支予算書（様式第3号）
- ・定款、寄付行為、規約等（法人以外の団体は会則等）
- ・団体の前事業年度の決算書の写し（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
- ・法人の登記事項証明書（法人以外の団体は代表者の住民票の写し）
- ・国税及び市町村県民税、法人税などの納税証明書
- ・その他町が必要と認める書類※

※については、必要に応じ、CD-R等に収録した電子データの提出を求められる場合がある。

提出期限 令和2年11月20日（金）午後4時必着
提出先 草津町役場 企画創造課

1 3. 申請にあたっての留意事項

- ・提出書類の変更の禁止
- ・虚偽の記載内容があった場合、失格とします。
- ・提出書類については、如何に関わらず返却はしない。
- ・申請の辞退については、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された法人等の提出書類の著作権は、全部または一部を無償で町が使用できるものとする。
- ・申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。
- ・町は、提出された書類の補足資料を求める場合がある。

1 4. 質問事項の受付

- ・質問事項は別紙質問票にて提出すること（電子メールまたはFAX）
- ・提出された質問事項及び、その回答については随時、ホームページで公開します。（質問者の氏名等は公開しません。）

期 間 令和2年10月30日（金）まで

時 間 午前9時から午後4時

※土日については、受け付けません。

問い合わせ先 草津町役場 企画創造課

T E L 0279-88-7193（直通）

F A X 0279-88-0002

電子メール kikaku-c@town.kusatsu.gunma.jp

1 5. 選定方法

1次選考 書類審査

2次選考 事業内容などのヒアリング（1事業者30分程度）

※選定結果については、個別に通知します。